

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国际社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、本年2月21日、ロシア大統領はウクライナの一部の地域の独立を一方的に承認する大統領令に署名するとともに、同月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃による侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権と領土的一体性を侵害しており、武力の行使を禁ずる国际法に対する深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国际社会の根幹を揺るがしかねない暴挙であり、また、国际社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵略の継続により、市民等への被害を拡大させているだけでなく、核兵器の使用を示唆するような発言により、各国を威嚇している。

川崎市議会は、全国に先駆けて、全会一致で、核兵器廃絶平和都市宣言を可決するなど、眞の恒久平和と安全を実現させることは人類共通の願いであるとの認識を持ち、様々な平和施策や人権に関する施策に市とともに取り組んでおり、このようなロシアによる行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難する。

よって、本市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国际社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、領土的一体性及び独立を支持することを改めて表明し、政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国际社会と一致した措置をとることを支持するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年　月　日

川崎市議会